

Title	明治史に於ける政争と皇室
Sub Title	Political strifes and the crown in the era of Meiji
Author	板倉, 卓造(Itakura, Takuzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.9/10 (1951. 10) ,p.7- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	林毅陸先生追悼記念號 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19511015-0007

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治史に於ける政争と皇室

板 倉 卓 造

一 明治政府の大方針

徳川氏を滅ぼした明治維新革命の大業は、尊王攘夷の名分を以て行われた。しかも革命成つた後、攘夷は忽ち開國に豹變して、人心から速に忘れられてしまつたに反し、尊王の業は着々その緒に就き、略ぼ王政復古の大勢を決した處へ、たまたま明治十年西南の役あつて、新政府の威信と實力を示す偶然の機會を得た。これによつて始めて革命完成の安心と明治政府の基礎安定の自信を固めるに至つたのである。

瓦解した幕府の後を承けて、封建の舊制を一變するには、廢藩置縣以て統一國家を樹立し、中央集權以て強力政府を建設するのが、其當初の大方針であつた。それには王制復古の名によつて、皇室を中心とする民心統合の策に出るのが、當時にあつて最も適切で又最も智略ある名案であつたに相違ない。そこで皇室を以てイヤが上にも崇嚴神聖なものとなし、天皇神權の絶對性と天皇親政の獨裁性を最高調に極言して、これこそ我國本然の國體であるとして、明治政府は國民思想の統一と指導に、大に力を盡したのであつた。そしてこの政策は結局大に成功した。欽定「大日本帝國憲法」(明治二十二年 1889)と

教育勅語（明治二十三年 1890）は、其政策の成功に最もよく役立つた明治政府の二大傑作であつた。

そもく舊「大日本帝國憲法」は明治天皇の犬御心を以て國民に下された所謂欽定憲法である。明治十四年の政變に際し、明治天皇は同年十月十一日の大詔を以て、夙に欽定の聖旨を垂示された。

「（前略）將に明治二十三年を期し、議員を召し國會を開き、以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし、經畫の責に當らしむ。其組織權限に至ては朕親ら衷を裁し、時に及んで公布する所あらしめんとす。（後略）」この聖旨により伊藤博文は憲法取調の命を帯びて、翌十五年三月、ヨーロッパ諸國、というよりも特にドイツ及びオーストリアに派遣された。一旦憲法制定、國會開設のことに決するや、然らば如何なる主義の憲法を採用すべきか、朝野の間に大論議を生じたのである。伊藤のこの洋行前後數年間は、實に日本に於て憲法論の最も盛んに論争せられた時代であつて、中にも日本國主權の所在に關する論争が、凡そ三派に別れて戦わされた。即ち後藤象次郎、板垣退助等の自由黨により代表せられるものは、主權は人民に在ると云い、主としてフランス流の政論を主張するに對し、大隈重信及び三田派より成る改進黨は、國會主權、君民同治の説をなし、専らイギリス流の主義を唱えた。しかるに是等兩派に反對して、伊藤の内意を改じた福地源一郎の一派は、新に帝政黨なるものを組織して、君主々權の論を強調し、「我皇國の主權は聖天子の獨り總攬し給ふ所たること勿論なり」と唱道した。

伊藤は十六年末歸朝すると共に、直に憲法の起草に着手した。しかし洋行の當初より彼の主義はドイツ流、殊にプロシヤ流ときまつていた。即ち主權は君主に在り、政治は天皇親裁であると云うのである。明治二十二年二月十一日の紀元節を以て發布せられた「大日本帝國憲法」は、正に其通りに制定されているのである。

爾來日本國中大多數の憲法註釋者及び國體論者等が、天皇の大權、地位及び尊嚴について説く所を綜合すると、大體こう云うことになる。

(一) 「大日本帝國」は萬世一系の天皇これを統治し、其統治の大權は天皇これを總攬し、天皇獨り親裁し給う。故に天皇の命令は至高、絶對であつて、人民は絶對無條件に服従すべきものである。

(二) 天皇の意思は即ち國家の意思であつて、國家は天皇によつて表現せられ、天皇即國家である、國家即天皇である。故に日本國の人民は天皇の忠良なる臣民として、天皇に忠義を盡すこと、即ち國を愛する所以であり、國に報ずる所以である。そこで忠君即愛國、盡忠即報國である。

(三) 天皇は現人神であつて神聖犯すべからず。「蓋シ天皇ハ天縱惟神至聖ニシテ」(憲法義解) 人民はたゞ仰いで御稜威の盛んなるを拜し奉るのみ。苟も其尊嚴を干犯することを許されず。天皇は「獨不敬ヲ以テ其ノ身體ヲ干瀆スベカラザルノミナラズ、併セテ指斥言議ノ外ニ在ル」(同上)。其尊嚴を冒瀆し、其神聖を干犯するが如きことあらば、不敬の罪、他の百罪よりも重し。

しかしこれは明治二十二年の憲法によつて始めてきまつたことではない。維新の鴻業は尊王の大義を掲げて行われたものであつて、尊王とは云うまでもなく王政復古のことである。王政復古とは明治天皇が慶應三年(1868)十二月九日渙發の「王政復古の大號令」に、「諸事神武創業の始」に復歸すると云うことになるのである。「神武創業の始」に復歸するとは、天皇親政の意味に外ならない。後年の憲法は一にこの「大號令」の大方針に従つて制定せられたのである。しかもこれはたゞに憲法ばかりではない。凡そ政治、法律の諸制度、教育、道德の教義、其他萬般の文物典章、擧げてこの大方針を基本として確立し、これを最高の國策として遂行し、これを國民の心魂に徹して不拔不動の精神たらしめることによつて、明治政府新政の基礎を鞏固に築き上げたのである。そしてこの政策は結局大に成功した。

二 明治政府の邪魔物

ところが其大に成功した明治政府の政治家はこれに味を占めて、皇室の威光を自家の政權の擁護もしくは政策の辯護に利用するの重大な過を犯すに至つたのである。即ち皇室の威光を絶對なものとし、人民の服従を絶對なものとするによつて、自家の政治上の失敗を掩い、若しくは失敗に對する人民の攻撃を反撥する爲に、毎度皇室の御名を濫用して、所謂袞龍の袖に隠れ、責任を遁避するの具に供するに至つた無數の事例は、舊憲法治下五十餘年の歴史に歴々指摘することが出来る。但し明治政府の政治家が自家の政權を守る便宜の爲に、皇室を利用するなど云う陰險狡猾なことを、最初から計畫して、それで皇威絶對の欽定憲法を作つたと申すのではない。當時の民智國情に於て、それが國家の爲に最善の方策だと、正しく良心的に信じたからであるに相違ない。しかるに其方策の實行が次第に行過ぎて、遂に内外國政の上に天皇の御名を假りて國民に臨み、國民の口を緘して一言も言わしめず、俗にいう虎の威を假る專斷政治の端を開くに至つたのである。專斷政治を行うものに取つて、これほど便利の手段はない。聖旨とあらば人民はたゞ命これ従うて、必謹長服するの外はないからである。元來如何なる形體の政治でも實は專斷に陥り易いものであるが、幕府專斷政治の直き後を承けた明治府が特にそうなのは最も陥り易い過である。そこで明治政府が其所信によつて——恐らく良心的所信によつて、意のままに政治を行わんとするに當り、これに對する邪魔物の存在を簡單に片付けるには、畏れながら皇威を利用するのが、最有効の便法となるのである。

明治時代の政府が其專斷政治を行わんとするに對して、最大の邪魔物視したものは、國會に據る政黨であつた。凡そ國會を設ければ政黨は必然の產物である。蓋し國會は多數決によつて運用せられる制度であり、其多數を占める爲に同志を糾合して團體的結束を固める。其同志を糾合結束した團體が即ち政黨である。故に一旦國會を開設したら政黨は自然の產物として出現するにきまつたものである。更に政府が其政策を行うに、國會多數派の支持を得なければ、何事も不如意、不可能であることもまた明白である。國會を無視し、況してこれを敵視しては、政府は一日も安泰たることを得ない。故に政府が政權を

維持し安心して其地位に留まることが出来るのは、一に國會（この場合、國會というのは主として下院即ち衆議院のことである）の支持に依頼するのであり、しかもそれは國會の支持に依頼することが出来る其期間だけである。これは專斷政府に取つては厄介千萬のことであるが、苟くも國會を開設する以上、そうなるのが必然の約束であつて、つまり國會に於ける信任の得喪によつて、時の政府が進退を決せねばならぬことになるのが、豫定された運命なのである。國會に於て信任を喪うによつて政府が其政權から退くのは、國會に對して責任を取るものであつて、かような慣行の政治が即ち責任政治である。政府は常に國會に對して責任を取つて進退するから、政權の移動は専ら國會を中心として行われることになる。それが國會政治（または議院政治）の特色である。しかも國會に於ける信任の得喪を決するものは、政府を支持する數の多少である。其數の多少とは、國會に於ける政府黨の勢力の消長に外ならない。即ち政府黨の勢力が何等かの理由によつて衰退するに至つたら、それまで其政黨の支持を以て存立した政府は、其場合、國會の信任を喪うたものとして責任を自覺し、當然反對黨に政權を讓るか、そうでなければ國會を解散して直接に國民の判斷に訴ふる爲に總選舉を行うか、いずれか態度を決せねばならない。そして其總選舉で勝つた方、言い換えれば新國會で多數を占めた政黨に政權は歸することになる。そこで政權の移動は國會を中心として行われるというこの國會政治は、其實は政黨を中心として行われる政治なのである。だから國會政治は必然に政黨政治（または政黨内閣政治）である。一旦國會を開いたからには、政治は責任政治となり、國會政治となり、政黨政治となつて行くのが、イヤでも必至自然の道理である。既に國會を設けながら、政黨を無視したり、敵視して、依然專斷政治を固守せんとした處で、どうにもならぬ話である。

どうにもならぬに拘わらず明治の薩長藩閥政府はこの必至自然の道理を無視して、最初から全然政黨を否認してかゝつた。そんなものは相手としないと云うのである。國會の開設を眼前にして、大膽にもこれを公言して憚らなかつた。明治二十二年（1889）二月十二日、それは憲法發布の翌日であつたが、時の總理大臣黒田清隆は地方長官召集の席上で一場の訓

示を垂れた。其訓示の一節に

「憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり。唯だ施政上の意見は人々其處説を異にし、其合同する者相投じて團結をなし、所謂政黨なる者の社會に存立するは亦情勢の免れざる所なり。然れども政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、至上の道に居らざる可からず。各員宜く意を此に留め、不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫順宜しきを得、以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり」

と宣言した其「超然として政黨の外に立ち」との一言こそ、世に超然主義とて、爾來多年明治政府が政黨に對して取つた態度であつた。若し夫れ「不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫順宜しきを得」というに至つては、明治政府の眼中、國民は依然たる幕府治下の土民でしかなかつたのである。

三 天皇大權論

しからば政府は何を恃んで國會の政黨を無視し、所謂超然主義が政治の實際に行われ得るものと信じたのであるか。其依つて以て恃む所は即ち例の天皇大權論と天皇親政論であつた。明治政府は其擁する所の政權を國會の政黨に對して守るの武器として、いつでも皇室の威光を利用し、これによつて一切の邪魔物を撃退せしめ得るものと信じたのである。樞密院議長伊藤博文は憲法起草者たるの故を以て、憲法發布の數日後（二月十五日）自ら全國府縣會議長及び議員の集會に臨み、超然主義の憲法論を堂々と講釋した。徹頭徹尾天皇の御名を引合いに出して、我政體に於ては宰相の進退一に勅裁に出で、其適不適は陛下親ら裁鑒し給う所なれば、政黨を以て内閣を組織する議會政治を望むが如きは、最も危險の事だと力説したのである。即ち伊藤の講釋に曰く

「天皇は全國を統治し、宰相は天皇の天職を行ふを輔弼す。其輔弼の任に至ては一定の分義なかるべからず。蓋し君主は

臣民の上に位し、各政黨の外に立つものなり。故に一黨を利し他黨を害ふの政をなすことなく、常に不偏不黨の地位を保たざるべからず。政府をして常に政黨の左右する所ならしむるが如きは極めて危険なり。(中略)畢竟黨派は民間に在りては止むを得ざる結果なりと雖も、之を以て政府にまで及ぼすは難事なりと思考せざるを得ず。將來の大勢は能く一人の抑制し、又は作爲し得べき事にあらざるを以て、容易に確言するを得ずと雖も、憲法の規定する所を案じ、議會の前途を考ふるときは、我天皇陛下九五の位を踐みて大政を統治し給ふと云ふに在り。歐洲一種の學者中には、王は一國を統ぶるも之を治せずと唱ふる者あり。英國の政體は即是なり。我日本の政體に於ては、天皇は一切の國權を總攬して此國を統治し給ふを以て、宰相の進退一に勅裁に出でざるべからず。素より衆望に協ふと否らざると、又能不能との如きも、陛下親ら裁鑿し給ふ所なり。而して宰相は一國の責任を帶び、國家の安危を擔ふに堪ふるの材能を擧用せらるべきは、亦論を待たざるなり。今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽に議會政治即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如きは、最も危険の事たるを免れず云々」

同年十二月に山縣内閣が成立した。總理大臣山縣有朋は地方官に訓令を發して、重ねて超然主義を號令した。

「今茲に最も注意を要する所の者は、此の時に當り各位は宜しく屹然として中流の砥柱たるべきのみならず、亦宜しく人民の爲めに適當の標準を示し、其偏頗を抑へ向ふ所を謬らざらしむることを勉めざるべからず。要するに行政權は至尊の大權なり。其執行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち、引援附比の習を去り、専ら公正の方向を取り、以て職任の重に對ふべきなり」と。

「政黨の外に立ち云々」の一句は、政府の訓令訓示の中に必ず出て來る。そしてそれにはまた必ず天皇の名が利用される。こゝにも「至尊の大權」を提出して、配下の知事に政黨排斥を命令したのである。

蓋し明治十四年(1881)の政變以後、政府は更に手段を苛烈にして政黨を彈壓し、明治二十年(1887)の末、暴戻きわまる

保安條例を發して、クーデタを斷行するに至つて官民の衝突は其極に達した。國會いよ／＼開かるゝや、民黨諸派の藩閥政府に對する宿憤は恰も堤を決する如き猛勢を以て破裂し、殆ど事毎に政府に敵對したのは、政黨の方も極端であつたには相違ないが、しかしこれは政府が最初から政黨を敵視して、たゞ彈壓の一方で迫害したことに、反抗の勢を激成した主因がある。故に國會は毎會期、政府と政黨の正面衝突の續演であつて、其衝突の都度、政府は慣用の天皇大權論を以て、政黨の攻撃を鎮壓せんとしたのである。こゝには其實例の一二を擧げたに過ぎない。

四 伊藤博文の功罪（上）

明治二十五年（1892）二月松方内閣は、其前年十二月懲罰的もしくは復讐的に解散した衆議院の總選舉に、大膽にも警察力を以て大干渉を行い、全國到る處に流血の慘事を見るに至るほどの大蠻勇を振うたのである。そこで五月第三議會の開かれるに於て、衆議院は直に政府に對し、選舉干渉に對する問責決議案を多數を以て可決した。其討論に於て松方首相が吐いた廣言に至つては、いよ／＼沙汰の限りであつた。「たとえ本案が可決せられても、我帝國々務大臣は此の如き片々たる決議によつて輕々しく進退すべきものではない」とて、忽ち停會を命じた。更に再開の衆議院に於て停會の理由を質問するものに對し、「停會は天皇の大權であつて、理由を説明するの限りでない」と突つばねた。これは其後も明治政府がしば／＼用いた手であつたが、解散も停會もすべて時の内閣が奏請したものである。しかるに答辯に窮するや、いつもこの手で責任をのがれ、其責任を陛下に嫁するに至るの結果を、少しも畏れなかつた。

藩閥政府に對する國會の攻勢を挫く爲に、國會の討論に天皇の聖旨を云々し、更に勅語の降下を奏請して、反對黨をして言う所なからしめる陰險な手段を、誰よりも最も頻繁に行うたものは實に伊藤博文であつた。

明治二十六年（1893）春、衆議院は伊藤内閣の豫算案から製艦費その他を削除したことから、大に政府と衝突し、民黨各

派は一致して内閣彈劾上奏案を提出した。伊藤總理大臣はこの上奏案の文中に、「議會創開以來、立法行政の兩部常に協和を失ふ」とあるのを捉らえ、そんなことを云つたら

「又一の不都合なることが出來ます。それは何であるか。第二議會の開會の初に當つて、貴衆兩院の議員全體に對して、天皇陛下は親しく勅語を下して、何と仰せられてありますか。『此光輝ある憲法の進行を誤らざることを嘉す』と云うの勅語ではありませぬか。是は二十三年以來——憲法施行以來の結果に就いて、諸君を稱揚せられた所の勅語でありますぞ。それを抹殺して、議會創開以來行政立法の兩部は常に調和を失ふと言ふて仕舞ふことは、事實と違ひは致しませぬかと云ふことであります云々」

と勅語を取つて逆襲に出で、更に

「併し行政の事は諸君の命令の下に悉く服従すると云ふことは出來ませぬ。是は主權に直屬して居る所の事務であります。故に我々が内閣の責任に當つて一の改正を行はんと欲しましたが、十分なる思慮を費して計畫を備へ、然して至尊裁可の下にでなければ行はれぬことであります云々」

と聲を勵げまして上奏案を反撃したのであるが、しかも上奏案は可決せられ、衆議院議長は參内して上奏文を奉呈した。それは二月八日のことである。

すると一日おいて十日、明治天皇は國務各大臣、樞密顧問官、及び貴衆兩院議長を宮中に召され、「在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ」とて、親しく勅語を賜うたのである。

其勅語の大意は「古者皇祖、國を肇むるの初に當り、六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり。朕既に大權を總攬し……爾來二十有餘年、百揆の施設、一に皆祖宗の遠猷に率由し、以て臣民の康福を増し、國家の隆昌を圖らむとするに外ならず……今の時に當り紛争日を曠くし、遂に大計を遺れ、以て國運進張の機を誤るが如きことあらば、朕が祖宗の威靈に奉對するの志に

非ず、又立憲の美果を收むるの道に非ざるなり」。就いては衆議院が反對する製艦費の補足の爲に、「朕茲に内廷の費を省き、六年の間、毎歳三十萬圓を下附し、又文武の官僚に命じ、特別の情状ある者を除く外、同年間其の俸給十分一を納れ」しめる。「朕は閣臣と議會とに倚り立憲の機關とし、其各々權域を慎み、和協の道に由り、以て朕が大事を輔翼し、有終の美を成さむことを望む」との聖旨であつた。いうまでもなく勅語によつて反對を抑えんとする伊藤の窮策であつたが、さすがに民黨も勅語に向つては一言なく、衆議院は速に聖旨を奉體するの奉答文を議決して閣下に奉呈し、始めて事態を窮通したのである。

ところが同年暮に至つて、衆議院は又もや政府と衝突した。今度は農商務大臣と次官の取引所問題に關する醜聞を材料としたものであつた。十二月四日、官紀振肅上奏案の決議がそれである。伊藤總理大臣は翌五日ひそかに參内して、「聖慮を勞する此に至る。誠に恐懼の至りに堪へず。茲に謹で責を引き、仰で宸斷を待つ」と上書し、明治天皇に進退伺を立てたのである。衆議院の反對黨はそんなことは知らず、政府が右の決議にも拘わらず、何等處決する模様がないのを責めて、十八日、その處決を促がす決議案を提出可決したのである。其日伊藤が議場に現われて爲した演説こそは、これまでのものに一層の輪をかけて、いよく露骨に天皇を政争の具に利用したものであつた。彼は壇上で進退伺の上書を朗讀した後、

「斯の如くの上奏を致して、今日迄宸斷を待ち奉て居るのである。然るに諸君は我等を被告として、即ち天皇の宸斷を仰ぎ奉て置きながら、宸斷の未だ下らざるに當て催促をなさるのでありますか。如何でございますか。勿論我等一身の爲に圖れば、進退去就は風塵の如くである。然れども國家の重責を負て一日も此安危に關係する所の地位を空ふすることは出来ない。又此日本の政府は主權、天皇に在る政府である以上は、諸君の注文に依て進退すべきにあらずして、去就一に天皇の宸斷に依らざるを得ぬのであります。故に仰て宸斷を待て居るのである。而して未だ宸斷の命を賜らぬのである。進止素より命に従ふ積である。餘り輕躁な御催促ではないか。早く退けと仰しやるか。諸君の命令に従て退けと仰しやる

のですか。それはあなたの御議論は此議院に大臣を進退する主権ありと御主張なさるか。是に就て即ち我等は斯の如く臣子相當の分を盡して居ると云ふことを、諸君の前に一言述べて置きます」

それから政府は議會に停會を命ずること引續き二回に及び、遂に最後に衆議院を解散するに至つたのである。明治天皇は内閣に勅語を賜わり、「國務大臣の進退に至ては、一に朕が心衷に存す。素より外間の容喙を許さず」とて、伊藤等閣臣の職に留まるべきを諭された。お蔭で彼等は一時助かつた。

この解散後の次ぎの議會が、明治二十七年（1894）五月十五日を以て開かれた其翌十六日、伊藤總理は衆議院に臨んで前日解散の理由を演説した。其演説の最後に、彼は「諸君に重ねて請求致しますが、又再び政府が最終の聖斷を仰がなければならぬと云ふ様なことは、どうか此議會をして至らしめぬ様に願ふ」と、暗に再解散を以て反對派を威嚇したのである。

右の解散は貴族院に於てすらこれを非立憲として攻撃するの聲大に揚り、解散の理由についての質問書が提出された。これに對し伊藤首相は非常な劍幕で逆襲的態度に出た。相變らずの天皇利用の辯であつたが、憲法の本家本許たる乃公に向い、議會解散の憲法論などを以て抗爭せんとするが如き、片腹いたい沙汰といわんばかりの傲慢さで、傍若無人の廣言を吐いたのである。

「解散の理由と云ふものを明言しなければ、憲法的の動作に適はぬとか、或は政府に其責任を免れぬと云ふが如きことであるが、決して左様なものではない。若しあるとするなれば其理由を謹んで教を受けんと欲する所である。解散の奏請をするか、即ち自己の進退をするかと云ふ問題である。憲法には何と書いてある。憲法には解散は閣臣が自由にすべきとは書いてないのである。夫と同時に内閣大臣の進退は自己の勝手には出来ぬ。上命に依つてしなければならぬ。勝手には出来ぬのである……勿論大權の發動に依つて如何様なことも表れて來やうと思ふ。政治上に於ては盡く政府は無論責任を取る積りである。或は袞龍の下に隠れるとか何とか、世上の批評を受けるけれども、左様な卑劣なる内閣ではない。又此

理由に附いて明言しなくちやならぬと云ふことは、未だ之を憲法に於て、本大臣はどの條に於て斯の如き義務があるかと云ふことを見ないのである。理由を言はうが言うまいが政府の自由である……又議會を解散すると云ふことに附いて理由を明言しなくてはならぬと云ふことは、何れの邦の憲法政治が行はれて居る所に於ても、左様な動作があるか。教を請ひたい。解散の理由を明言せぬとか、しなくちやならぬとか、是は即ち内閣が至尊に伺ふことであつて、世上に向つて決してそんな事を公言しなければならぬと云ふことは、憲法の上に於て義務を負ふて居るとは私は見ない……是を以て御了解にならんことを望む。尙ほ御異存があるならば、夫れは如何やうにもなさるが宜しい。政府は徹頭徹尾是に附て責任を執て居るのでござりますから、決して袞龍の下に隠れぬければ、そんな詰らぬ政府ではありませんね」

以上の事實を以て見ても、初期の議會は政府と民黨の衝突の連続であつて、政府は其都度衆議院に對するに解散の非常手段を以て臨み、明治二十三年（1890）十一月始めて第一議會が召集せられてから、第二議會が二十四年（1891）十二月に、第五議會が二十六年（1893）に、第六議會が二十七年（1894）六月と、僅に三年半の間に三回も解散せられた。其解散を政府は毎度震斷に歸して、解散の理由を問うものがあれば、政府はこれに答えるの責任はなく、一に聖慮によるものとして反問を封じたのである。しかも尙窮するや忽ち宮中に走つて勅語を請ひ、其御威光を假りて齒向うものを沈黙せしめたのである。これが伊藤の政治的慣用手段であつた。他の點に於て伊藤は政治家として最も多くの長所を有し、明治最大の功臣として同時代の誰よりも優れた偉大の人物であつたことを否定するものはないけれど、彼がしばしば皇室を政争に利用した悪例は、後代いよいよ悪用されて、遂に天皇の御名によつて無謀の戦争を計畫し、天皇の御名によつてこれを強行するものが現われるに至つても、國民は如何ともすることが出來ず、其結果、大日本帝國はこゝに敗滅し、天皇は主權の座から退き給うほどの國體一變の大革命を現出するに及んだ其由來を尋ねれば、一に政治に皇室を利用し過ぎた明治以來の政府及び政治家の過に發するものと云わざるを得ない。

五 伊藤博文の功罪（下）

明治二十七年、八年（1894—1895）の日清戦争の間は、舉國一致の態勢を以て外敵に當つたので、國內の政争は一時中止せられ、戦後も政府と政黨との間に妥協が試みられ、例えば二十九年（1896）四月、伊藤内閣に自由黨の首領板垣退助が内務大臣として入閣したり、同年九月には松方内閣に進歩黨の首領大隈重信が外務大臣として入閣したりして、二三年の間は小康を得た。政争がなければ錦旗をかつき出す必要もない譯である。しかし其必要がないことになつたのは、曾て政府は「超然として政黨の外に立つ」と云つた其所謂超然主義が遂に維持することを得なくなり、政黨を無視しては到底政情の安定を保ち得ないことを、具さに體驗した結果、よく云えば政黨と提携し、悪く云えば政黨を懐柔して、兎に角に衝突を避けるの外ないと發明し、イヤ／＼ながら政黨に接近し、休戦を約するに至つたからである。最初あれほどに廣言した超然主義を、トウ／＼放棄せねばならなくなつたのは、明かに政府の政黨に對する後退であり、政黨の政府に對する前進であつた。

明治三十一年（1898）の伊藤内閣は更に進んで政黨との提携を圖つた。しかしこの度は失敗して、地租増徴案の爲に自由、進歩兩黨の大反對に遭い、政府は議會を解散した。兩黨また政府の挑戦に應じて茲に合同し、憲政黨を組織して反政府の氣勢を揚げた。こゝに於て伊藤は一大決心をなし、政府また政黨を造るの必要を、明治天皇の御前に開いた元老會議で提唱力説したのであつたが、山縣有朋の反對によつて阻止せられた爲め、彼は即時辭職して、内閣の後任者として、意外にも大隈、板垣の在野黨兩首領を奏薦したのである。明治三十一年六月三十日、日本の政治史に於て始めて政黨内閣の形を備えた憲政黨内閣なるものが出現したのであつた。伊藤のこの決断は當時非常の好評を博したものであつたが、しかもこの事たる、彼が多年頑強に固執した排政黨主義の失敗を、彼れ自ら承認したものである。こうなると彼の例の天皇大權論は實際政治から影をひそめねばならない筈であつた。

ところがこの日本最初の政黨内閣は、久しからずして大隈、板垣兩派の間に醜い内訌を生じ、同年十二月、壽命僅に五箇月にして自滅したのである。それ見たことかと云わぬばかりに代つて出て來たのが、日本第一の政黨嫌いで有名な軍人政治家山縣有朋であつた。しかし彼とて政黨と妥協するの止むない次第は、十分に承知してゐるのであるから、板垣の自由黨系と提携を約束し、これにより山縣内閣は兎も角も第十三、四兩議會を凌ぐことが出來たのである。だが板垣派との關係もこれ以上は永續せず、ソロ／＼内紛を醸しつゝあつた。恰も其頃、伊藤はいよ／＼自ら政黨を組織するの決心を固めた。そこで板垣の自由黨系は、其一黨を伊藤に捧げて新黨を造らんことを申入れたのである。明治三十三年（1900）八月、政友會は斯くの如くにして創立されたのである。これを見るや山縣は直に辭職した。

丁度十年前、憲法發布の當時、全國府縣會議長、議員等の集會に臨んで、「天皇は全國を統治し、宰相は天皇の天職を行ふを輔弼す。その輔弼の任に至ては一定の分義なかるべからず……政府をして常に政黨の左右する所たらしむるが如きは極めて危険なり」と云い、「今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽に議會政治即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如きは、最も危険の事たるを免かれず」と云つた伊藤本人自身が、其所謂「危険の事」を今や彼れ自ら犯さんと決意したのである。否な彼れ自身今や進んで模範的政黨を造り、其政黨によつて自ら内閣を組織するの大決意を決するに至つたのである。必至自然の道理とは申しながら、時勢の變化の急なるを感ぜざるを得ない。ところがこの期に及んでも彼は尙こんな未練なことを云つてゐる。

「抑も閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす。皆元首の自由意志に存す。而してその已に擧げられて輔弼の職に就き、猷替の事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず。苟もこの本義を明かにせざらむ乎、或は政機の運用を誤り、或は權力の争奪に流れ、その害言ふべからざるものあらむとす。予は同志を集むるに於て、全く此弊風の外に超立せんことを期す」（政友會創立宣言書）。

しかしこれは當時の政情に於て、宮中や同僚元老の思惑を顧慮せねばならぬものがあつて、この程度の斷わりを一言いつて置かねばならなかつたかも知れない。故に其心事は恕すべきであるが、次いで起つた想いも寄らぬ貴族院の異變は、伊藤をして又々昔日の宿癖を再發せしめるに至つた。

明治三十三年十月、伊藤は山縣に代わり、新政黨政友會を率いて内閣を組織したまではよかつたが、いよゝゝ議會に増稅案を提出するや、衆議院の方は與黨の多數を以て難なく通過したけれど、貴族院に入つて忽ち一大障礙に遭遇した。山縣系の一派が結束してこれに大反對したからである。さすがの伊藤もこれには悉く手古摺つた。彼が貴族院の委員會に出て、「七重の膝を八重に折つて」哀訴歎願した有名な話は即ちこの時のことである。伊藤は一方頻に元老に懇願して、貴族院との調停を請うたけれども全然失敗した。貴族院改造の説を以て同院をおどかして見たが、これもまた無効であつた。伊藤が懸命の努力も終に貴族院の頑強な反對を動かすことを得なかつた。こゝに於て伊藤は遂に例の奥の手を出すに至つたのである。

十二日、伊藤邸に五元老會議が開かれた。會議は午前より午後に亙つた、其會議の中ばに宮内大臣田中光顯が現われて謀議に參し、暫くにして田中は座を立つて宮中に馳せ歸つたと見ると、直ぐ明治天皇は貴族院議長をお召しになり、親しく勅語を賜わつた。

「朕先に議會を開くに方り、示すに朕が意を以てし、而して政府に命して提出せしめたる増稅諸法案は、既に衆議院の議決を経たり。朕は貴族院各員の忠誠なる、必ず朕が日夕の憂を頌すべきを信じ、速に廟謨を翼賛し、國家をして他日の憾を貽さゝらむことを望む」

飽くまで伊藤内閣に反抗して、伊藤に大痛手を喰わしめんと結束した貴族院も、勅語一發、忽ち態度一變して、「臣等謹みて勅旨を奉體し、敢て協贊の任を竭さむことを期す」との奉答文を捧呈し、早速増稅案の全部を可決した。

陛下の御一言を假りて、伊藤は窺地から救われたのである。貴族院の執拗なる反抗が山縣の意を承けたものだと言ふ當時

の世評の當否は知らず、勅語一下して攻撃の手を封じられたとあつては、議會に討論の自由はない。口を緘して惟れ命、惟れ従うの外はない。伊藤は勅語の蔭に隠れて一身の難を免かれたものである。伊藤の犯した罪は再び重大であつたと云わねばならない。伊藤等閣臣は直に罪を陛下に謝して、當然總辭職せねばならぬ筈であつた。しかるに此場合にも彼等はたゞ進退伺を出したに過ぎなかつた。天皇がこれを却下せられたに安堵して、平然その職に留まつた。

衆議院の反對黨が伊藤の罪を責めて、「輔弼の重任に堪へざるもの」と認める決議案を提出したのは其所である。しかるに伊藤はこの日不謹慎にも酒を被むつて議場の演壇に現われ、姿態くずれ、呂律みだれて、醜態を極めた。當時これを稱して伊藤の泥酔演説といつた。其陳ずる所は相變らず國務大臣は陛下の信任を蒙つて其職に在るもの故、議院の決議によつて輕進退すべきではないと云うに在つたが、左に彼の泥酔演説の一節を抜載する。

「又我輩は萬機猷替の任に居る以上は、朝夕陛下に拜謁して天顔に咫尺して奏聞することは百端あるのである。(一)それだから袞龍の袖に隠れるのだ」と呼ぶ者あり。「謹聴せい」と呼ぶ者あり)然れば何ぞ必ずしも此節の貴族院に關係したことのみではない。又當然の職務である。是は已むを得ぬ。即ち其責任を盡さんと欲すれば自然に然らざることを得ぬのである。又陛下は天職を盡させられて居るのである。決して輔弼の臣の悉く言ふが儘に遊ばすと云ふ筋のものではない。諸君は常に咫尺せぬから或は御承知ないかも知れぬが(笑聲起る)併し極り切つたことと仰しやつても、さうは參らぬことである(「宜い加減に止したまへ」と呼ぶ者あり)我輩の演説を此場に於て禁ずる者があるならば、擱まへて(「參考に云ふのだ。禁じはせぬ。君の身の上の爲に言ふのである」と呼ぶ者あり。「黙れ」と呼ぶ者あり)唯議決位のことでは提出者の意思が甚だ明瞭ならぬ。憲法政治に於て人を斥けんと欲すれば、十分の力を盡して斥けるが宜しい。唯くすぐる位では何もならぬ。敢て多言を須るて貴族院と政府との關係を茲に論究する必要はない。又憲法の講義を爲すの必要はない。それは他日閑暇のときに於て、何時でも御相手になつて研究を致します」

この決議案は少數を以て否決された。斯くして伊藤内閣は議會の離隔を切抜けたものゝ、間もなく閣内一致を失ひ、明治三十四年（1901）五月總辭職した。代つて出たものが桂内閣である。

六 明治政府末期の政爭

衆議院に多數を占める政友會は、初め桂内閣を敵としてこれと抗爭したのであつたが、後變心して妥協した。其ため桂内閣は兎に角に最初の議會を通過することを得た。しかしこの政府は何と申しても閣族官僚の内閣であるから、政黨との衝突は必然であつて、衆議院は爲に相ついで二回まで解散せられた。即ち一は海軍擴張による地租増徴案反對の爲に、次ぎは議長河野廣中の有名なる彈劾上奏的奉答文の爲に、三十五年（1902）十一月と翌三十六年（1903）十二月、年を連ねて解散されたのである。それ程に政爭は苛烈であつたに拘わらず、桂内閣は三十九年（1906）一月に至るまで、前後實に四年六箇月、日本の政治上類例のない長壽を保つたのである。それは三十七年（1904）二月に起つた日露戰爭のお蔭であつて、戰時中一切の内争を中止し、諸政黨は共に政府を支持することに一致したからであつた。故に桂内閣は其最後の約二年間、政黨との間に衝突殆ど絶無の安泰を得たのである。従つて政爭の爲に聖慮を煩わすこともなかつたのである。しかしそれでも戰前の三十六年五月第十八議會に於て、教科書事件及び取引所問題に關係して、衆議院で文部、農商務兩大臣に對する問責決議案が成立したとき、貴族院にて一議員から兩大臣が問責されながら辭職しないことを無責任と詰じるや、桂首相は直に立つて、國務大臣は陛下の御信任によつて其職に在るものである。衆議院の決議の爲に進退を輕々にすべきものではないと反撃した。更に三十八年（1905）二月（第二十一議會）北海道上川兵營工事費不當支出事件に關し、衆議院の決算委員會に於て、陸軍大臣寺内正毅に對して責任を追窮するや、寺内はこれに答えて、本官は天皇陛下に對し責任を有するも、議會及び委員會に對しては毫末も責任を負うべき理由はないと傲語したので、衆議院は事件を上奏して聖斷に訴えんとする大騒ぎを生じ

たことがある。

日露戦争の跡始末がついたのを機會に、桂内閣は三十八年末總辭職を決意し、これに代つて翌三十九年(1906)一月西園寺内閣が出来た。首相西園寺公望は當時伊藤の後を繼いで政友會總裁であつたが、彼を奏薦したものは桂であつた。しかし桂の言によれば西園寺を奏薦したのは政黨の總裁としてではなく、華胄の重望として推したのであると云うのである。また西園寺自身も新内閣は政黨を基礎とするものではないと云つて居る。しかしこれを純政黨内閣と見るのは固より當らぬけれど、政友會を背後の勢力として立つたものであることは、事實に争うを得ない。即ち時勢は既に一變しつゝあることを示すものであつた。しかるに不幸短命にして四十一年(1908)七月俄に瓦解した。其二箇月前に行われた總選舉に於て、政友會は衆議院の殆ど其半數を占める程の大勝を博したのに、突如政變を見たのであるから、國民は何の事やらサッパリ譯がわからなかつた。故に當時傳えて桂の陰謀によつて暗殺されたものと云つた。斯くして第二次桂内閣が再現したのである。

桂は本來舊超然主義の藩閥出身であり、政黨嫌いの山縣の直系と見做されたものであるけれども、彼の聰明なる、政黨を疎外しては何事をも成し得ないことを知るものであるから、直に政友會と所謂「情意投合」して、これを巧にあやつりつゝ、政府の安泰を計るに努めた。かくて三年の比較的長命を保つて、四十四年(1911)八月再び西園寺と代つた。

この第二次西園寺内閣に至つて、始めて純政黨内閣と稱するものが成つたと稱することが出来る。陸海軍大臣の外、閣員悉く政友會の黨員及び準黨員を以て占められた。最早や天下に憚かる所なく政黨を公然の基礎として、内閣を組織したのである。時勢の著しい變化と云わざるを得ない。ところが僅に一年餘にして俄然この内閣は總辭職した。陸軍々閥の強要による二箇師團増設問題の爲に、西園寺は決然内閣を投げ出したのである。陸軍大臣上原勇作は閣議に於て増師の要求が拒げられるや、獨り參内して直接辭表を捧呈し、其後任の人選を陸軍一致して拒絶する妨害行爲に出で、強引に要求を貫徹せんと企てたのである。其背後に山縣の在ることは云うまでもない。これぞ日本に於て軍閥が政治策動を始めた其最初の陰謀であ

つた。一旦基礎を成さんとした政黨政治も、陸軍軍閥のこの陰險なる策動によつて忽ち挫折した。しかし西園寺内閣の突然の總辭職は、こゝに未曾有の大政變を引き起すの端緒となつた。其結果は日本國內に憲政擁護の大運動を捲き起すに至らした。所謂大正の政變とはこれである。